

## ・ ドイツ

### 1 公法による規制

#### (1) 連邦非喫煙者保護法

##### ア 制定経緯

ドイツでは、2007年9月から、新法である「連邦施設と公共交通機関における喫煙禁止を導入するための法律（連邦非喫煙者保護法）」(Gesetz zur Einführung eines Rauchverbotes in Einrichtungen des Bundes und öffentlichen Verkehrsmitteln (Bundes- nichtraucherschutzgesetz))によって、連邦レベルで公共の場における喫煙規制がなされている。

受動喫煙の危険性は過去にも指摘されていたが、経済界の反発もあり法規制への動きは鈍かった。しかし、世界保健機関の「たばこ規制枠組条約」を批准することにより条約の国内法化が義務づけられることもあいまって、大連立政権下で法規制への合意が形成された。2007年2月に内閣は草案を決議し、翌3月に連邦参議院に、4月には連邦議会に草案を提出した（BR-Drucksache 145/07, BT-Drucksache 16/5049）。この政府草案は、「受動喫煙の危険から保護するための法律（受動喫煙制限法）」(Gesetz zum Schutz vor den Gefahren des Passivrauchens)の草案として、前述の連邦非喫煙者保護法の立法のほか、「職場に関する命令」(Arbeitsstättenverordnung)(後述1.3(2))、青少年保護法(Jugendschutzgesetz)(後述2.2)ならびに鉄道・交通規則(Eisenbahn- Verkehrsordnung)の一部改正を含むものであり、喫煙に関する複数の法案がセットで提出された。

連邦参議院の同意を得て、2007年7月20日に連邦議会で受動喫煙制限法が成立した。同年9月1日から連邦非喫煙者保護法と職場に関する命令の改正法が施行されている。

##### イ 法の内容

連邦非喫煙者保護法は、全5条からなる法律で、公共の場における喫煙を規制する内容となっている。

喫煙が禁止されるのは、連邦の施設ならびに組織機関(Verfassungsorgane)、公共の旅客輸送交通機関と、公共鉄道の旅客用の駅である(1条1項)。には、官庁、役所、裁判所その他の連邦の公的施設のほか、連邦直属の機関、施設、財団が含まれる(2条1項)。後者の例として、社会保険の連邦レベルの保険者があげられる。の対象となるのは、鉄道、市街電車、トロリーバス、自動車、飛行機、船である(2条2項)。タクシーも、喫煙禁止の対象である。乗客等から運賃を徴収して運行・輸送する交通機関は、基本的に喫煙禁止の対象であるが、フェリーや旅客船については、路線船のみが規制の対象となる。

喫煙禁止の対象となるのは、建物内およびその他の完全に囲まれている場所（Räume）である（1条2項前半）。この「場所」とは、建物とは別個に切り離されて建てられた場所や、交通機関から切り離された場所をいう（2条4項）。すなわち建物以外の、また建物の一部になっていない「場所」であっても、閉鎖的な場所・空間であれば禁止の対象となる。逆に、建物以外の開放的な場所・空間は対象から除かれることになる。なお、閉鎖型の建物・場所であっても、居住・宿泊目的の部屋を、居住・宿泊者が1人で使用する場合は、喫煙禁止の対象から除かれる（1条2項後半）。それに対して、就業場所として個室が割り当てられている場合は、同僚労働者の来室・立ち入りが考えられるので、このような個室は禁止対象から除外されていない。

以上の施設等では、原則として喫煙が禁止されるが、例外規定が設けられている。～ にあげた喫煙禁止とされる施設等において（ただし、市街電車、トロリーバス、自動車を除く）（非喫煙者のために）十分な場所があるのであれば、喫煙可能な場所を設けることができる。喫煙可能な場所は、禁煙箇所と区別され、喫煙場所であることが明示される必要がある（1条3項）。完全な分煙が採られているのであれば、受動喫煙からの保護という法の目的が達成されるので、このような例外が認められる。

したがって本法による公共の場での喫煙規制は、喫煙禁止を原則とするが、全面禁煙ではなく、完全分煙を求めるものといえる。

当該施設で喫煙が禁止されていることは、適切な方法で表示されなければならない（3条）。喫煙禁止を表示することや、（上述のように禁煙場所と完全に区別された）喫煙場所を整備することは、建物所有者ないし交通機関の事業者の義務である（4条）。

喫煙禁止とされている場所で喫煙することは秩序に違反し（5条1項）、それに対しては罰金（過料）を科すことができる（5条2項）。法は罰金額について定めず、秩序違反法（Ordnungswidrigkeitengesetz）にしたがうことになる。個々の事案に即して、たとえば常習性があるか否かなどが考慮されるが、5～1000ユーロの範囲で科される見込みである。

## ウ 法施行の影響

連邦非喫煙者保護法は、喫煙禁止を原則とするが、完全分煙の措置をとる限りで喫煙場所を設けることを許容している。したがって、鉄道車両の最前部や最後部の1両を喫煙車両とすることは可能であるが、ドイツ鉄道株式会社（旧ドイツ国鉄）は連邦非喫煙者保護法の施行にあわせて喫煙車両を全面廃止した。連邦非喫煙者保護法に賛同した同社が、自主的にとった措置であるとされる。

## (2) 州レベルでの喫煙規制

### ア 連邦法と州法

連邦制をとるドイツでは、連邦の規制権限と州の規制権限が厳格に区別されている（基本法70条以下）。連邦非喫煙者保護法の対象が、連邦施設や公共交通機関等に限定されたのは、そのためでもある。その他の公共の場における喫煙規制は州法に委ねられることになる。

## イ 州法の動き

連邦非喫煙者保護法の制定・施行にともなって、各州議会でも、非喫煙者保護法の制定がすすめられている。2007年8月1日には、バーデン・ヴュルテンベルク、ニーダーザクセン、メクレンブルク・フォアポンメルンの3州で、また10月1日には、ヘッセン州で非喫煙者保護法が施行された。

2008年1月1日からは、首都ベルリン、バイエルン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの各州で、また同年7月1日からはテューリンゲン州での州法施行が予定されている。

非喫煙者保護法の内容は州により異なるが、基本的に行政機関、病院、学校などの公共施設を喫煙規制の対象としている。一部の州では、飲食店について、例外を認めつつも、原則として喫煙を禁止する規制をしている。バイエルン州の非喫煙者保護法は、飲食店における完全禁煙を定めるものであり（ミュンヘンで毎年開催されるオクトーバーフェストのテント内も全面禁煙となる）現時点（2007年12月）でもっとも厳しい規制と評されている。このような規制に対しては、飲食店が憲法違反の訴えを検討しているとの情報もある。

このように州法ごとに内容の違いが見られるが、以下では（（3））、州法の中で標準的な規制内容を定め、行政庁からの情報提供も積極的になされている、首都ベルリン州の非喫煙者保護法の概略を述べる。

## ウ ベルリン州の非喫煙者保護法

ベルリン州では従前から、学校と保育施設において喫煙規制を行っており、ホテル・飲食店団体も自主的規制を行ってはいたが、後者は不十分であり、住民等に受動喫煙の危険があった。2007年11月8日にベルリン州議会は、「公共の場における受動喫煙の危険から保護するための法律（非喫煙者保護法）」（Gesetz zum Schutz vor den Gefahren des Passivrauchens in der Öffentlichkeit (Nichtraucherschutzgesetz)）を可決、制定した。同法は全8条からなる法律で、公共の場における喫煙を広く規制するものである。

連邦非喫煙者保護法の目的は、受動喫煙による健康被害から州住民を守ることにある（1条）。

喫煙が禁止されるのは、ベルリン議会議事堂、公的施設（ベルリン州官庁、ベルリン会計検査院、裁判所その他公的施設（施設、財団等を含む））、健康関連施設（たとえば、病院、予防・リハビリ施設）、文化施設（たとえば、劇場、映画館、博物館）、スポーツ施設、教育施設、ホーム法上の施設（たとえば、老人ホーム、障害者用ホーム）、クラブ、ディスコを含む飲食店と、空港である（2条1項、3条）。これらの施設のうち、建物内およびその他の完全に囲まれている場所が、喫煙禁止の対象となる（2条2項）。

禁止規制を行うことから、相当性の原則に照らし、一定の場合に例外を認めている。たとえば、上記施設内で居住者が1人で使用する私的な居住目的の部屋で喫煙すること、治療上の理由から医師が患者に健康関連施設内の所定の場所で喫煙を認めること、ホーム内居室での喫煙が禁止されている場合のホーム内の所定場所での喫煙、舞台上で俳優が喫煙することなどは、許される（4条1項）。

また、飲食店ならびにスポーツ施設のクラブハウスレストランの事業者は、喫煙可能な別室を設置することができる。ただし、非喫煙客と喫煙客とがそれぞれまったく別に利用できる部屋でなくてはならない。なお、18歳未満入室禁止のディスコでは喫煙室の設置は認められない(4条3項)。喫煙室の設置にあたっては、非喫煙者用の席を喫煙者席より多くすること、入店やトイレ利用時に喫煙室を通らなくてよいようにすること、喫煙室はあくまで別室でありメインの場所ではないこと、非喫煙者や従業員が健康被害を受けないような構造で設置され、利用されること、喫煙室であることが明示されることに、留意する必要がある。

さらに、喫煙禁止の規制対象となる施設等に勤務する労働者のために、建物外等に喫煙場所を確保できない場合に限り、所定の喫煙室を設けることが許されている(4条4項)。ただし立法理由によれば、これが許されるのは他に適切な措置をとることがまったくできない例外的な場合であり、法の趣旨を損なうものになってはならないとされる。

喫煙が禁止される施設等では、その旨を表示板で明確に示さなければならない。さらに当該施設等に勤務する労働者に対しては適切な方法で、喫煙禁止と法により認められる喫煙禁止の例外が周知される(5条)。これらは、建物所有者ないし飲食店等事業者の義務である(6条1項)。さらに建物所有者ないし飲食店等事業者は、違法喫煙を知ったならば必要な措置を講じなければならない(6条2項)。

故意または過失で、禁止されている場所で喫煙した者ならびに前述の義務を果たさない建物所有者ないし事業者は、秩序違反となる(7条1項)。喫煙した者に対しては最高100ユーロ、事業者等に対しては最高1000ユーロの過料が科せられる。なお、本法のほとんどは上述のとおり2008年1月1日に施行されるが(8条1項)、過料に関する規定は同年7月1日から施行される(8条2項)。法が浸透する期間を考慮して、法施行後6か月が経過してから罰則を適用するというものである。

なお、法律の周知等は、州健康環境消費者保護庁(Senatsverwaltung für Gesundheit, Umwelt und Verbraucherschutz)が行っているが、取締りや罰金徴収については、各地の秩序局(Ordnungsamt)が担当し、また、警察や営業局が飲食店やディスコの取締りをすることも認められている。

### (3) 職場に関する命令

#### ア 労働分野における喫煙規制

受動喫煙から非喫煙者を保護する旨の規定は、前述の公共の場における規制のほか、職場における規制にもみられる。後者は、労働者の安全・健康を図る観点から、設けられるものである。

1996年に制定された労働保護法(Arbeitsschutzgesetz)は、労働者の職場における安全と健康保護を目的とするものである(1条1項)。同法は、労働者の安全・健康に関し必要な保護措置を講じることを、使用者に義務づけている(3条1項)。同条項は、一般的な義務として使用者の基本的義務を規定するものであり、非喫煙者に対する保護を直接的に述べるものではない。もちろん同

条項は、労働者が受動喫煙による健康被害を生じないように必要な措置を使用者が講ずべきとする、法的根拠となりうるが、職場の禁煙を求める権利を労働者に一般的に認めたものとは理解されてこなかった。

## イ 職場に関する命令

非喫煙者である労働者保護に関する具体的、直接的な規定は、職場に関する命令におかれている。

職場に関する命令は、従来から職場の空調に関する規定を設けており、それがたばこの煙についても妥当すると考えられていたが、2002年の改正により非喫煙者に対する保護が明文で定められた。すなわち、使用者は非禁煙者がたばこの煙による健康被害をこうむることがないように必要な措置を講じなければならない(旧3 a条1項、5条1項)。必要であれば、使用者は職場の全部もしくは一部に限定して喫煙禁止を定めなければならない(5条1項第2文、2007年の法改正(受動喫煙制限法の制定)により第2文が追加)。ただし接客業の職場においては、事業の性質と労働の種類に照らして認められる限りでのみ、使用者は保護義務を負う(旧3 a条2項、5条2項)。

法改正により追加された第2文は、立法理由によれば、適切な措置としてとくに喫煙禁止措置があることを明らかにしたものとされる。同条項は、全面禁煙や完全分煙の措置を講ずることを、使用者に命じるものではない。しかし、そのような措置が適切であることが示されていることから、したがって、個々の事案(喫煙の状況、労働者の健康状況など)によっては、使用者が完全分煙や全面禁煙措置を講ずべきと判断される場合もあるであろう。

もっとも、飲食店等、喫煙客が来店する場所では、使用者の保護義務は減ぜられる。このことは言い換えれば、労働者は同僚労働者の喫煙被害からは守られるが、客による喫煙の影響は甘受しなければならないことになる。2007年法改正前の下級審裁判例ではあるが、ベルリン労働裁判所2006年9月20日判決も、カジノに勤務するルーレット台主任が健康被害を理由に禁煙職場への異動を使用者に求めた事案において、職場に関する命令5条2項を参照して、労働者の請求を棄却している。同条項ならびに当該裁判例を前提とすれば、たとえ州法が飲食店に対して分煙を義務づけたとしても、労働者は使用者に対して喫煙室以外でのみ労働すること(喫煙室での労務遂行拒否)を使用者に対して権利主張することはできないといえる。

## 2 喫煙・喫煙禁止規制をめぐる最近の動き

### (1) 喫煙等に関するデータ

2005年のマイクロセンサスによれば、15歳以上のドイツ国民のうち、喫煙者が27%であるのに対して、非喫煙者は73%である。非喫煙者のうちの約14%は、かつて喫煙していた者である。喫煙者の約85%は、日常的に喫煙している者であり、たまに喫煙をするという者はわずかである。日常的に喫煙している者は、20~25歳の年齢層に多く、男性が40%弱、女性が約30%である。

受動喫煙制限法の立法理由によれば、受動喫煙による死亡者は、ドイツで少

なくとも年間 3300 人に及ぶとされる。

## (2) 年少者保護法の改正

16 歳未満の年少者に対するたばこ製品の販売ならびに、これらの者の喫煙は以前から禁止されていたが、2007 年の法改正により、年齢が 18 歳未満に引き上げられた。これは年少者の喫煙が依然問題となっているため、未成年者（ドイツの成人は 18 歳である）に対するたばこ規制を強化するものである。2009 年 7 月 1 日以降は、18 歳未満の年少者に対する自動販売機によるたばこ製品の販売も禁止される。同日までに、成人のみが自動販売機でたばこ製品を購入できるものとする措置が講じられることになる。

## (3) 下級審裁判例

最近の興味深い裁判例を 1 つ紹介する（ヘッセン州社会裁判所 2006 年 10 月 11 日判決）。控訴人（原告）は 3 か月の試用期間の契約で工場に勤務していた労働者である。控訴人の職場では、休憩時間だけでなく勤務時間の喫煙も許容されていた。非喫煙者である控訴人は、同僚の喫煙について苦情を言い、職場を離脱した（控訴人が退職したのか、使用者が解雇したのかは、争いがある）。控訴人はすぐさま、失業手当の申請をしたが、労働局は控訴人の退職が自己都合退職であったと判断して、42 日間の支給停止（減額）をしたうえで支給決定を行った。これに対して控訴人は異議を申し立てたが、認められなかった。ギーゼン社会裁判所 2004 年 10 月 13 日判決（原審）でも、請求は棄却された。

控訴審では、控訴人の職場が常に喫煙状態にあり、受動喫煙の害があったこと、使用者には職場に関する命令 5 条に基づき義務を負うことなどを述べ、控訴人が労働関係を終了させたことには理由があったとして、控訴人の失業手当請求が認められている。

## 3 その他

### (1) 私法による規制

公法による規制が整っていない時期においては、私法の一般条項が意味を持った。私法において受動喫煙について直接定めた規定はないが、受動喫煙が労働者に健康被害を及ぼすことから、被用者に対する安全配慮義務に関する規定（民法典 618 条）の適用が可能である。その場合、禁煙者の健康被害と喫煙者の喫煙の自由、そして使用者の除去措置の必要性・可能性が、利益衡量されて、判断されることになる（詳細は三柴『労働安全衛生法論序説』、三柴「わが国における嫌煙権訴訟の動向について」参照）。

現在では、前述の職場に関する命令 5 条から労働者の法的請求権を引き出しうるので、一般規定である民法典の条項を参照する意義は小さくなっている。もっとも、職場に関する命令は公法上の規制であることから、民法典 618 条は依然として、それを私法上の権利義務に結びつける媒体としての役割を負っているものと考えられる。

(2) 所轄官庁

管轄分配については確認できていないが、連邦健康省( Bundesministerium für Gesundheit )と、連邦食品農林消費者保護省( Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz )が、共同して、この問題に取り組んでいる。

